

令和6年度 第5回 山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和7年3月17日（月）午後3時00分～午後3時40分

2 場 所 山梨県JA会館

3 出席者

公益代表：石垣委員、今井委員、岡松委員、門野委員、反田委員

労働者代表：小林委員、櫻井委員、白倉委員、田草川委員

使用者代表：長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員

事務局：高西労働局長、小林労働基準部長、片山監督課長

鈴木賃金室長、篠原賃金指導官

4 議 事

- (1) 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (2) 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告
- (3) 令和7年度最低賃金改正等の推進について
- (4) 特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明状況について
- (5) 山梨県労働組合総連合からの要請について
- (6) その他

5 審議会内容

(賃金指導官)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第5回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、労働者側岡本委員から欠席の御連絡をいただいておりますけれども、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを報告いたします。

また、当審議会は一般に公開をしており、事前に公示を行ったところ、傍聴希望者はおられませんでしたので、併せて報告いたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、一枚物が2つ、次第と配席表となっております。

そして資料として、A4サイズで左上をホッチキス止めした「山梨地方最低賃金審議会資料」。

最後に、参考ということで、右上に10月1日発行を想定した場合の日程イメージ、と書いたグリーンを基調とした一枚ものの資料、以上です。

お手元に欠けているものがあれば、すぐに御用意いたしますが、大丈夫でしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、審議会運営規程第5条によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、以後の議事進行につきまして、反田会長、よろしくお願いいたします。

【 （１）電気機械器具等製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告 】

(反田会長)

はい、年度末のお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

最初に、議題の（１）、「山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告」についてでございます。

これは、今井委員から報告をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、第1回の専門部会におきまして、私が部会長に選出されましたので、私から報告させていただきます。

同最低賃金の改正につきましては、慎重に検討した結果、お手元の審議資料にあります専門部会報告のとおりとなりましたので、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

(賃金室長)

よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

朗読させていただきます。

令和6年10月29日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、今井幸一。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年8月21日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金。

1、適用する地域。

山梨県の区域。

2、適用する使用者。

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者。

前号の使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う取付け、組線、バリ取り、かしめ、巻線又は穴あけの業務。

ハ、手作業により行う熟練を要しない軽易な目視による選別・検数、材料若しくは部品の運搬・取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め又はラベル貼りの業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額。

1時間、1,047円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日。

法定どおり。

次のページには、専門部会の経緯が示されています。

専門部会、3回行われまして、第1回を令和6年10月2日に開催いたしました。

第2回を10月11日、第3回を10月29日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議いただきました。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、この専門部会の報告を了承することにいたします。

【 (2) 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告 】

(反田会長)

続きまして、議題の(2)、「山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等の報告」につきまして、門野委員から報告をお願いします。

(門野委員)

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金につきましては、第1回の専門部会におきまして、私が部会長に選出されましたので、私から報告いたします。

同最低賃金の改正につきましては、慎重に検討した結果、お手元の審議資料にあります専門部会報告のとおりとなりましたので、事務局による報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

(賃金室長)

朗読させていただきます。

資料5ページとなります。

令和6年11月5日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会部会長、門野圭司。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年8月21日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、次のページを御覧ください。

別紙となります。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金。

1、適用する地域。

山梨県の区域。

2、適用する使用者。

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者。

前号の使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者。

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

ハ、手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務、これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

4、前号の労働者に係る最低賃金額。

1時間、1,029円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日。

法定どおり。

次のページは、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和6年10月2日に開催いたしました。

第2回を10月29日、第3回を11月5日に開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議をいただきました。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(長谷川委員)

すいません。

(反田会長)

はい、長谷川委員。

(長谷川委員)

あの、直接関係ないんですけど、効力発生の日法定どおりというのは、具体的には何月何日になるか教えてください。

(賃金室長)

まず、自動車が令和7年1月3日、電機が令和6年12月27日になります。

(長谷川委員)

これって、ほかと合わせるっていうか、普通は10月1日でしたっけ、に合わせる必要があるのかないかとか、なんか合わせたほうがいいのかなっていう気がしないでもないんですけども、そうしないんですかね。

(賃金室長)

はい、山梨県最低賃金については、発行が10月1日をめざすということになっております。

特定最低賃金につきましては、年内発行を目指すということになっていて、特段、各県、足並みをそろえるということはありません。

(長谷川委員)

はい、わかりました。

もう一つ、すいません。

この自動車とか電機の部品とかの、業種別とかは自己申告なんですかね、それとも、おたくはそうですよっていう決められているのかどうなのか。

(賃金指導官)

御質問ありがとうございます。

適用される産業につきましては、日本標準産業分類のどれに当たるかによって自動的に決まります。

ただし、これは役所が認定して、おたくは電機だとか、おたくは自動車だと決めているのではなく、それぞれの企業の生産品目が何なのかにより決まってくるので。

通常でいうと、売上高だったり所属する労働者の人数だったり、生産品目が複数にまたがる場合は、どれが主たるものかによって決まることになります。

ですので、例えば、電気と一般機械器具を両方作っている工場さんとかがですね、年によって大きく生産品目がずれた場合、あまりないんですけども、今年は電機の特定最低賃金だけど、去年は違ったとかということも理論上はありうるというようなことになります。

重ねて申しますが、日本標準産業分類のどれに当たるかを生産品目からあてることになり、役所が指名しておたくはこっち、おたくはこっちとやっているわけではございません。

(長谷川委員)

すいません。

ということは、例えばうちが自動車部品を、例えば6割くらい作っていたとして、他のものも作ってますよって。

でも、この最低賃金はいやだから、違う分類にしとこうかなみたいなのが通っちゃうという話の前提の中で、そこについて、例えば、労働基準監督署が、この最低賃金のところが行って、いやおたくはこっちでしょうみたいなことはなかなか難しいっていうふうに理解していいんですか。

(賃金指導官)

そうですね、一般には、調査をさせていただいたときに、生産品目はどんなですかといって、複数ありますよって言って、どちらがメインですか、売上高どれくらいですか、所属している労働者の方の割合はどのくらいですかと聞いて、基本的には説明いただいた内容に基づいて、行政上の必要な措置があるかないかを判断させていただくことになりますが、ただし、例えば、おかしいかと、明らかに何かおかしいかと、つまり、電気機械関係の工場棟が5つあって食料品が1つしかなくて、逆転してるって言われたら、いや違いますか、じゃあ、会計諸帳簿とかですね、そういったものによって確認させていただく必要がありますねということになるケースもあるかもしれません。

ただ、それは、不自然で、産業の適用がおかしくないかなと思った時には確認させていただく、そうでなければ、御説明いただいた内容に従って判断すればこうなるという取扱いを、通常はさせていただくことになろうかと思います。

(長谷川委員)

はい、わかりました、ありがとうございます。

(反田会長)

他に何か御質問、御意見等ございますか。

(反田会長)

よろしいでしょうか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田会長)

それでは、この専門部会報告を了承することにいたします。

【 (3) 令和7年度 最低賃金改正等の推進について 】

(反田会長)

続きまして、議題(3)、「令和7年度 最低賃金改正等の推進について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

議題(3)につきまして、2点、説明させていただきます。

この2点につきましては、本審の前に開催されました運営小委員会においても、協議いただいた事項となります。

まず、1点目、資料の9ページを御覧いただきたいと思います。

「令和7年度最低賃金改正等の推進について」の案でございます。

令和6年度版から、特に修正・追加などはしておりません。

本案につきましては、運営小委員会にお諮りしまして、原案のとおりでよろしい、との御意見をいただいたところでございます。

こちらの案につきまして、令和7年度版として御承認をいただきたいと存じます。

次に、2点目といたしまして、資料はございませんが、令和7年度の地域別最低賃金の審議における関係労使からの意見聴取の方法についてです。

コロナ禍に入る前の令和元年度までは、地域別最賃を御審議いただく山梨県最低賃金専門部会におきまして、事業場を実際に訪問して、労使から意見聴取をする形式を採っていましたが、令和2年度から本年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点などから、事務局が複数の事業場を訪問しまして、意見聴取を行い、その結果を資料にとりまとめて、審議会において御報告するという形式を採りました。

現在、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に引き下げられておりまして、法令上の行動の制限等もなくなっておりますが、感染者数の推移をみますと、増減を繰り返しているような状況でございます。

今年度当初に、労使それぞれの御意見をお聞かせいただいて、会長と検討した結果、事業場を訪問し意見聴取という形で生の声を聴くことは意義があることではあります。コロナ感染症の影響もあり、受入事業場を探すことは厳しいかもしれないことから、もう一年様子を見ることといたしまして、事務局が事業場を訪問して意見聴取を行い、その結果を資料に取りまとめまして、審議会において御報告させていただきます。

令和7年度の実施方法につきましても、本年度と同様に、令和7年度のしかるべき時期になりましたら、会長に御判断いただくこととさせていただきたいと考えております。

御判断をいただく時期につきましては、事業場視察を行う場合の準備期間もございますので、来年度の最低賃金審議の日程調整をさせていただく前、5月頃になるかと思いますが、その時の感染状況とか、受入れ可能な事業場の選定状況などを見ながら、労働者側、使用者側の委員の御意見もお伺いした上で、今年度と同様に、事務局から会長に御相談させていただきたいと考えております。

また、運営小委員会におきましては、この取扱いにつきまして、特段御意見ございませんでした。

説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問、意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明のありました2点については原案どおりということにいたしたいと思います。

【 (4) 特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について 】

(反田会長)

続きまして、議題(4)、「特定最賃の改正についての申し出に関する意向表明状況について」でございます。

これも事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

資料は13ページと15ページとなります。

まず、13ページが、電機連合山梨地方協議会の議長から、山梨労働局長あての山梨県電気機械器具等製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明、15ページが、基幹労連山梨県センターの委員長ほかから、山梨労働局長あての山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申出に関する意向表明となります。

それぞれ本年 2 月 28 日に提出されております。

なお、これら特定最低賃金 2 業種につきましては、この意向表明のとおり、本年 7 月に申出がなされましたら、特定最低賃金検討委員会を設置して、改正の必要性について御審議いただくこととなります。

以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問、意見等なし。)

【 (5) 山梨県労働組合総連合からの要請について 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

議事の (5)、「山梨県労働組合総連合からの要請について」でございます。

事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

はい、資料の 27 ページを御覧いただきたいと思います。

こちら、3 月 4 日に、山梨県労働組合総連合から山梨労働局長と山梨地方最低賃金審議会会長あてになされた要請文の写しになります。

要請事項といたしましては、下のほうに記載がございます。

最低賃金法を全国一律制度に改正するよう上部機関に働きかけること、労働者の生活を支えるため、山梨県の最低賃金を時間額 1,500 円以上に引き上げること、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小・零細企業への支援策を抜本的に拡充・強化するよう上部機関に働きかけること、審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること、山梨地方最低賃金審議会において要望のある組織から意見陳述の機会を設けることの 5 項目の要請となっております。

これらにつきましては、審議会として、特に回答等を求められてはいませんが、会長及び労働局長あての要請となっていますことから、要請があったことにつきまして御承知いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

(反田会長)

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問、意見等なし。)

【 (6) その他 】

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、議事の(6)、「その他」でございます。

各委員から何かございますか。

(各側委員)

(質問、意見等なし。)

(反田会長)

では、事務局からございますか。

(賃金室長)

資料 17 ページから 25 ページにつきましては、本年度の改正による、最低賃金がすべて決定しましたので、金額等の結果を反映させた資料とか、審議会の開催状況を資料にさせていただいております。

今後の御参考としていただければと思います。

あと一点、一枚紙で、緑色ベースというかで、お配りをしております、右上に参考 10 月 1 日発効を想定した場合の日程イメージというものをお手元に御用意いただければと思います。

こちらの資料につきましては、本日、来年度の日程のスケジュール感を御説明させていただくにあたってのみ使用させていただく趣旨で作成しました、本当に参考の資料でございます。

毎年、山梨県最低賃金の審議日程につきましては、10 月 1 日発効を想定した日程で調整を行っておりますので、この資料でも本年 10 月 1 日発効を想定した場合で作成しております。

まず、黄色の四角で表示しておりますのが、中央最低賃金審議会の動きになります。

例年と同様の日程であれば、まず、6 月下旬に中央最低賃金審議会での諮問が行われます。

そして、中央最低賃金審議会での目安額の答申がありますが、去年は 7 月 25 日に答申がありました。

令和7年度につきましては、現在、こちらで把握している情報ですと、諮問が7月初旬から中旬、目安額の答申が7月下旬となっております。

次に、山梨の日程のイメージですけれども、緑色の四角の表示になります。

まず、第1回目の本審ですけれども、7月初めを中心に調整することになるかと思います。

緑色の四角は日程に幅がありまけれども、この期間のうち、いずれか1日が開催日となります。

続いて、山梨県最低賃金の専門部会ですけれども、この資料では7月の中旬を中心に第1回、第2回の2回を想定しています。

第1回が会議室での審議、第2回は意見聴取のために事業場視察を行う場合に開催となります。

このうち、1回目の専門部会は、原則として第1回本審開催から14日程度経過した後での開催となります。

これは、委員の推薦公示の関係となります。

中央最低賃金審議会での目安答申を受けて、7月下旬から、山梨で目安伝達をさせていただき第2回本審、第2回本審と同日開催する第3回専門部会、翌日以降に、第4回、第5回の専門部会の開催となります。

もし、事業場訪問を実施しない場合には、第2回本審と当日に行われる専門部会が第2回、その後が第3回、第4回となります。

10月1日発効を想定いたしますと、第3回本審は8月5日に開催。

その後、8月5日の答申日から異議申出期間の15日間が経過した8月21日の午前中が異議審となる第4回本審となります。

なお、特定最低賃金の審議日につきましては記載しておりませんが、8月中旬までに特定最低賃金検討委員会を1回開催することとなります。

実際に日程調整をさせていただく時期ですけれども、4月終わりから5月初旬頃を予定しております。

委員の皆様におかれましては、日程の確保につきまして、御配慮賜りますようお願い申し上げます。

本年度の審議状況と来年度の日程についての説明は以上でございます。

(反田会長)

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等はございますか。

(各側委員)

(質問、意見等なし。)

(反田会長)

よろしいでしょうか。

それでは、本年度最後の審議会となりますので、ここで労働局長から御挨拶をいたしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

(労働局長挨拶)

委員の皆様には、年度末の大変お忙しい中、審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方の御尽力をいただきまして、令和6年度に予定してございました審議を滞りなく終えることができました。

改めまして感謝を申し上げあげます。

少し本年度を振り返りますと、円安による物価高や、エネルギー価格の高騰、構造的な人手不足等、雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中での御審議をいただきました。

また、前の岸田政権から続く現政権におきまして、物価上昇を上回る賃金引上げ、こういったことをしっかりと根付かせ、成長と分配の好循環を作っていく、これは政府の最重要課題でございました。

そういった中で、皆様方に御審議いただきました、この最低賃金は、今申し上げました賃金引上げを図っていく上での大きな、かつ、重要な役割を担っていただるところでございます。

そういったことを鑑みますと、これまでも、最低賃金審議会、過去にもいろんな出来事と申しますか、難しい局面もございましたけれども、皆様方にはこれまでにない、大変な重責を担っていただきました。

そういったことを改めて考えますと、皆様が、大変に忙しい中、仕事もしてらっしゃる中で、この厳しい調整、また、いろいろと背負っておられるそういったところの母体のことも考えながら、真摯な御議論をいただき、調整をいただいたことに、言葉に尽くせませんけれども、御礼を厚く申し上げる次第でございます。

ありがとうございます。

これらは、ひとえに反田会長様を始め、委員の皆様お一人お一人の御尽力の賜物でございます。

重ねて厚く御礼申し上げます。

次年度につきましても、大変厳しい状況が予想されますけれども、事務局といたしましては、皆様方に円滑に審議を進めていただけますよう、審議会の運営に万全を期してまいります。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、今後とも、当局の行政運営につきまして、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(反田会長)

ありがとうございました。

それでは、私からも一言、簡単に挨拶申し上げたいと思います。

令和6年度は非常に厳しい年になりまして、双方の委員の皆様も、おうかがいするお話は非常に厳しいものでございました。

我々公益委員としましても、双方の意見を聞きながら調整を進めてきましたが、令和6年は全会一致とはなりませんでしたが、それぞれの御意見の下で最低賃金を決めることができました。

御協力をいただきましてありがとうございました。

また、事務局の皆様には、会場の設営から資料の準備と、また、審議の運営と御協力をいただきましてありがとうございました。

おかげさまで円滑に審議をさせていただきました。

御礼申し上げます。

それから、私事になりますが、4期8年務めさせていただきましたけれども、今年度で終わりということになります。

また、来年度からは、弁護士会から推薦される方が委員を務めることになろうかと思いますが、また、引き続きよろしくお願いいたします。

本年度は本当にお世話になりました、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第5回山梨地方最低賃金審議会を終了といたします。

なお、本日の議事録の確認は、白倉委員と早川委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

どうも、お疲れさまでした。